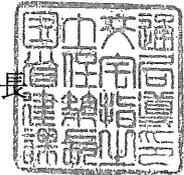




国住指第 4566 号
平成 29 年 3 月 31 日

各関係団体 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

平素より建築行政に格別なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を策定しています。

前回の建築設計標準の改正から 4 年が経過し、その間、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催決定や、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加、高齢化の進行など、社会情勢は大きく変化しており、建築物の一層のバリアフリー化が求められています。

このような背景から、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、建築設計標準の次の内容を中心に、別添のとおり改正を行いました。

- ① 宿泊施設について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加、既存建築物における改修方法の提案、ソフト面での配慮等の記述の充実
- ② 車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散や小規模施設・既存建築物の整備を進めるための記述の充実
- ③ 建築物の用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
- ④ 設計者等にとってわかりやすい内容とするための構成等の整理

貴団体におかれましては、建築物の設計等にあって、建築設計標準を有効にご活用いただきますようお願いいたします。また、貴団体の関係者に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、各都道府県建築行政主務部長等に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画係

(住所) 東京都千代田区霞が関2-1-3

(電話) 03-5253-8111 【内線 39-545】

○ 建築設計標準の掲載先 (国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html